

特命随意契約理由書

446

件 名	箱根移動教室実施に伴う宿泊施設の借上げ等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	箱根移動教室実施にあたって、宿泊施設を借上げるとともに賄い業務の提供を受ける。
選 定 理 由	<p>平成24年1月11日実施の校長会で、小学校6年生の移動教室の実施場所は仙石原～湖尻方面にあり、学校利用による全館貸切可能で以下の①～④の条件を満たす施設がよいということになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 150名以上宿泊可能な施設であること。 ② 大型バスの駐車スペースが確保できること。 ③ レク等を実施できる設備（広間等）を2箇所以上提供できること。 ④ 貸切が可能であること。 <p>この条件を満たす施設を探した結果、該当するのは「小田急箱根リゾートホテル」のみであり、移動教室事業の継続性から、当該施設の指定代理店である下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 小田急電鉄株式会社 観光事業開発部</p> <p>住 所 新宿区西新宿1-8-3</p>
※ 契約年月日	令和4年5月1日
※ 契約金額	12,376,320円 (消費税を含む) <u>*算価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和4年6月10日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

5-43

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（6月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 *以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和4年5月9日
※契約金額	2,559,850円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和4年6月1日から令和4年6月30日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

570

件 名	富士見出張所1階入口自動ドアの修繕
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見出張所自動ドアの駆動装置に不具合が生じているためにブレーキ機能や装置に付随する赤外線センサー等が正常に作動していない。この自動ドアは開閉時には常時自動開閉させており、不具合による不動作によって来所者が入退場時にドア挟み込みや衝突による事故へつながる恐れがある。そのため、早急に修繕し正常に作動させる必要がある。
選 定 理 由	下記業者はこの自動ドアの定期保守点検を行っている業者であり、今般の不具合原因や修繕箇所にかかるメンテナンス及び部品供給などの情報を熟知しているため、迅速かつ適切な対応ができる。 以上の理由から、下記業者を指定する。
契約の相手方	名 称 寺岡オート・ドアシステム株式会社 住 所 東京都大田区東矢口1丁目13番11号
※ 契約年月日	令和4年5月12日
※ 契約金額	605,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年6月30日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

581

件 名	参議院議員選挙に伴う期日前投票受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	参議院議員選挙実施に伴い、期日前投票において、人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を実施する。
選 定 理 由	本件は、参議院議員選挙における期日前投票を円滑に行うため、受付業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、都知事より東京都シルバー人材センター連合として指定を受けた団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 東京しごと財団 住 所 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階
※ 契約年月日	令和4年5月24日
※ 契約金額	600,441 円（消費税を含む） <small>※税抜契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和4年7月9日
担 当 課	選挙管理委員会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

5-4

特命随意契約理由書

件 名	(仮称) 六番町偶数番地周辺地区地区計画策定に向けた検討支援業務
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(仮称) 六番町偶数番地周辺地区における地区計画の策定に向けて、土地・建物所有者の意向把握、課題整理、地区計画のあり方検討、土地・建物所有者との意見交換会等の支援を行うことを目的とする。
選 定 理 由	<p>1. 本業務の対象地区では、現在地区計画が定められておらず、その中で建築物の個別更新が行われているが、平成 29 年に住民有志による勉強会と地区計画案のとりまとめが行われるなど、地域における地区計画策定への機運がある状況である。</p> <p>2. これを受け、平成 31 年度から令和 3 年度にかけて当地区での地区計画策定に向け検討を進めてきた。業者選定にあたっては、プロポーザル方式（平成 31 年 2 月 19 日付 30 千環地ま発第 115 号）により決定し、下記業者が受託したものである。</p> <p>3. 本業務は、平成 31 年度から令和 3 年度にかけて地区計画策定に向けた検討を進めてきた状況を踏まえて、引き続き地区内関係者との協議や意見聴取を行い、地区計画の都市計画決定手続きに向けた検討を進めていく必要がある。</p> <p>4. 本業務は、対象地区の地域課題やこれまでの経緯について十分な理解、地域主体のまちづくりの視点等の専門的知見、地区内関係者との良好な関係性が必要であり、それらすべてを満たすものが一者に特定される。</p> <p>以上のことから、令和 3 年度の業務成績が良好であることも踏まえ、引き続き令和 4 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社都市環境研究所</p> <p>住 所 文京区本郷 2 丁目 35 番 10 号</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 27 日
※ 契約金額	4,950,000 円 (消費税を含む)

履行期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	放課後子ども教室(体験)「ドッヂビー教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>「ドッヂビー」とは、円盤を投げるスポーツ「フライングディスク」の安全性を高め、より手軽に楽しめるような形で近年広がりを見せて いる遊び・スポーツである。</p> <p>放課後子ども教室の体験活動として、安全で、小学生にも手軽に樂しめる遊び・スポーツである「ドッヂビー教室」を実施する。</p>
選 定 理 由	<p>本業務を実施するためには、ドッヂビー指導の資格を持った指導員を適切な人数配置できることが必要である。下記事業者は、ドッヂビー指導員の養成や講習会の開催、大会の主催等を行う事業者であり、資格を持った指導員が所属する唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 一般社団法人日本ドッヂビー協会</p> <p>住 所 千代田区神田神保町2-46-302</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 9 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む) <u>*単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和4年5月9日から令和5年3月26日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	放課後子ども教室（体験）「囲碁教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	放課後子ども教室の体験活動として、集中力を養い発想を豊かにする、日本の伝統文化である囲碁の教室を実施する。
選定理由	小学校におけるプロ棋士による囲碁の指導ができる事業者は、都内では下記事業者に限られる。よって、特定の者でなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人日本棋院 住 所 千代田区五番町7-2
※ 契約年月日	令和 年 5月 9 日
※ 契約金額	2,090,000 ※税込単価契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月24日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

533

件 名	日比谷図書文化館 パッケージ空調機部品交換作業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>日比谷図書文化館屋上にある空調室外機の冷媒ガスに関する部品に故障が見られ、4階の施設事務室、文化財事務室、会議室A・Bの冷房に不具合が発生していることが判明した。</p> <p>今後、真夏日が増え、梅雨の時期に冷房の不具合が続くとなると、会議室の貸出しに支障が出るほか、会議室の利用者をはじめ職員の健康に多大な影響を及ぼす可能性があるため、緊急に空調機スクロール式圧縮機ほか部品の交換を行う。</p>
選 定 理 由	<p>下記業者は、現在稼働している空調機器の事業者であり、本空調機器の室外機の部品を交換するには、現在の事業者の純正部品との交換が必要である。また、昨今の社会情勢から在庫部品の確保が困難ななか、すでに事業者で部品確保済の状況であることから、迅速に交換作業を実施することができる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 ダイキン工業株式会社</p> <p>住 所 東京都江東区東陽5丁目29番3号</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 12 日
※ 契約金額	1,375,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年5月31日まで
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	「ちよだをつなげる女性 30 人」事業支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内在住・在勤・在学の背景の異なる多様な女性の参画による、千代田区での公民連携を推進するため、「ちよだをつなげる女性 30 人」を実施する。本事業は、フューチャーセッションの手法（多様な参加者が対話し協調アクションを引き出す手法）を用い、背景の異なる多様な人々で対話・創意形成し、企画提案をまとめるものとする。会議の参加者は、区内在住・在勤・在学者の 30 名程度とする。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 3 年度（令和 3 年度開始） (令和 3 年 7 月 26 日付決裁済み 3 千地国男発第 74 号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3. 繼続年数 1 年度 4. 評価 良好的な業務成績であるため 継続 2 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 4 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 Slow Innovation 株式会社 住 所 東京都渋谷区宇田川町 11-1 柳光ビル別館 1F
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 13 日
※ 契約金額	3,520,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	国際平和・男女平等人権課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステムVDI環境検証用機器賃借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>(その他)</u> （賃貸借）
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	現行の総合行政システム等を VDI 環境で使用するため、動作検証を行う機器の賃借を行う。
選 定 理 由	<p>現行総合行政システムのVDI動作検証は、賃借契約締結済で今後納入予定のリプレース用機器を使用することとしている。しかしながら世界的な半導体不足により、VDI検証を先行して行う機器の納入が万一遅延した場合、十分な検証期間を確保できず、今後の業務に致命的な影響が生じる恐れがある。</p> <p>さらに、ロシア・ウクライナ情勢が半導体不足を加速させ、レンタル機器の供給が常に流動的となっている中で、現時点での検証環境を構築できる機器を確実に手配可能であるのは下記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称：株式会社ゲットイット 住所：東京都中央区築地3-7-10 JS築地ビル4F
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 24 日
※ 契約金額	2,92,6,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年5月27日～令和4年11月30日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

603

特命随意契約理由書

件 名	新型コロナウイルスワクチン4回目接種に伴う乗合タクシー送迎業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>今般、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4回目接種の実施が決定し、接種対象者は高齢者、基礎疾患を有する者及び感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める者となった。</p> <p>集団接種会場は3回目接種と同様に医療機関のみを接種会場として開設することに伴い、地域福祉交通「風ぐるま」と連携を図りながら、会場までの送迎を行う乗合型タクシーを用意し、接種対象者の安全・安心な会場への移動手段を確保する。</p>
選 定 理 由	<p>本件業務内容は接種対象者の集団接種会場への移動手段として地域福祉交通「風ぐるま」の停留場所を乗合タクシーの乗降場所として利用するなど、「風ぐるま」と連携を図りながら一体的に運行するため、運行業者との密な連携が必要となる。</p> <p>また下記業者は3回目の追加接種の際もスケジュールが流動的に変化していく中、同内容の業務を受託しており、迅速な対応と安定した業務を遂行した実績がある。</p> <p>以上のことから本業務において密な連携が可能で、かつ安定した業務遂行が期待できる下記業者を本件の契約相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 日立自動車交通第二株式会社</p> <p>住 所 東京都足立区綾瀬 6 丁目 11 番 22 号</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 24 日
※ 契約金額	7,920,000 円（消費税を含む） <small>※系譜上契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 4 年 8 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部健康推進課新型コロナウイルス予防接種担当
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	旧箱根千代田荘利活用方法の検討に係る調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	閉鎖中の旧箱根千代田荘について、様々な視点で検討を行い、最適な利活用方法を検討するための調査を行う。
選 定 理 由	下記事業者は、令和3年度に旧箱根千代田荘利活用方法の検討に係る調査業務を受託した事業者である。令和3年度には現在の社会経済状況を踏まえた宿泊施設の事業化についての調査・検討を行った。 令和4年度は、令和3年度の検討内容も踏まえ、中長期的な運営手法の検討に係る調査を行うものである。このことから、今回の業務を行うにあたり、これまでの検討内容を十分に理解している下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社創建 東京本部 住 所 東京都港区芝公園一丁目3番8号
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 12 日
※ 契約金額	2,882,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年12月28日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	Microsoft A3ライセンスの調達
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	Microsoft アカウントが継続して利用ができるよう調達し、利用環境を整えること。
選定理由	令和2年度に ICT 学校教育システムの回線、システム基盤、基盤系ソフトウェアやサービス等の構築・導入作業および、保守・運用業務について実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記業者に決定した。 本件、ライセンスの調達は ICT 学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所在地 東京都港区浜松町1-30-5
※ 契約年月日	令和4年5月16日
※ 契約金額	5,445,000 円 (消費税含む)
契約期間	令和4年6月1日～令和4年6月30日
担当課	子ども部 指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

591

件 名	千代田万世会館エレベータ乗場表示器等交換作業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区外神田1-1-7
概 要	本件は、千代田万世会館におけるエレベータの乗場表示器及び押しボタンマイコンユニットの部品を交換するものである。
選 定 理 由	当該エレベーター(フジテック製)は、当該施設の昇降機設計仕様に基づき製作された特注品である。このため本体の修理または部分改修時に交換する部品は製造メーカー特有の部品であり、他のメーカーの製品では互換性がない。また交換作業等は機器の設計図書に基づき実施若しくは製作のうえ取付ける必要がある。 下記業者は、当該昇降機を製作した製造メーカーであり、また、製作図面及び関連技術書類も保有しているため、本作業において確実に履行できる唯一の業者であるため契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 フジテック株式会社 住 所 東京都港区白金1-17-3
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 19 日
※ 契約金額	2,134,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年12月31日限り
担 当 課	地域振興部 コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	学校案内パンフレットの作成業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校 2023年度入学者募集に向けて、本校受検予定者及び来訪者等に対して教育内容などの概要を写真・イラスト等を活用し視覚に訴えかけ、よりわかりやすくイメージできるパンフレット等の作成をする。
選 定 理 由	7月の学校説明会において、学校案内パンフレットを配布するために、早急に業者決定をする必要がある。下記業者は、2022年度版パンフレットを作成した業者で、この版を持っていることから、本校のイメージにあったパンフレット・ポスターを早期に作成・納品が可能である。 昨年度の業務成績も良好なため、引き続き、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 アイガー 住所：東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 グランツウキヨウノースタワー36階
※ 契約年月日	令和 4年 5月 24日
※ 契約金額	1,999,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年7月7日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁 LAN システム VDI 検証環境構築業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	現行の総合行政システム等を VDI 環境で使用するため、動作検証を行う環境を構築するため委託する。
選 定 理 由	下記業者は、現行の総合行政システムを稼働させている全庁 LAN システム基盤の構築事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、全庁 LAN システム等の運用保守業務を行っている下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 東日本電信電話株式会社 東京事業部 所 在 地 東京都港区西新橋三丁目 22 番 8 号
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 26 日
※ 契約金額	10,087,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 4 年 12 月 31 日
担 当 課	政策経営部 I T 推進課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田一橋中学校 廚房自動ドア部品交換業務
種 類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	神田一橋中学校地下1階空調厨房内の自動ドアについて、内部部品を交換し整備を行う。
選 定 理 由	神田一橋中学校で使用している自動ドアは、下記業者の製品である。また、本設備は既存部分と新規交換部分が相互に密接な関連のもとに機能するものであるため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ナブコシステム株式会社 住所 東京都港区芝公園1-6-7
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 12 日
※ 契約金額	910,800 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年7月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	リモートワークシステムのライセンス設定業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	現在運用中の千代田区全庁LANシステム上で稼働しているリモートワークシステムについて、利用端末のユーザー変更作業を実施する。
選 定 理 由	<p>下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、令和2年度にリモートワークシステムを構築し、その後の運用保守業務も行っている。</p> <p>本システムの構築及び運用保守業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：東日本電信電話株式会社</p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目 22番8号</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 27 日
※ 契約金額	2,365,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和4年7月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立麹町中学校空調検証業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区平河町2-5-1
概 要	<p>区立麹町中学校において、文部科学省のガイドラインに基づき、新型コロナ感染症対策のために夏季に窓の開閉による換気を行ったところ、空調のバランスが崩れ、室温制御が出来ず、体調不良を訴える生徒が続出したため、令和3年2月に空調の使用状況の把握及び対策案の検討を行った。その検討結果より必要となる、自動制御装置等改修工事を令和3年度に実施した。</p> <p>今年度は夏季よりコロナ感染症対応をした空調・換気の効率的な設定・運用方法について、検証しながら最適化を行う。</p>
選定理由	<p>下記事業者は、当該施設の設計業者であり、令和2年度の検討業務も担当し、改善提案をしている。この改善提案を受けて令和3年度自動制御装置等改修工事を実施している。</p> <p>ゆえに、その空調・換気機器にも精通していることは勿論のこと、コロナ感染症対策を踏まえた機器の運用方法にも精通している。</p> <p>また、このコロナ禍においては早急に対応する必要があるが、当該施設の設計者である下記事業者に本業務を履行させることにより、履行期間の短縮・経費の削減が確保できる等有利と認められる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 日本設計 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
※ 契約年月日	令和4年5月25日
※ 契約金額	5,500,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年10月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

670

件 名	ドメイン取得及び変更作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	ICT 学校教育システムで教職員等が利用する新しいドメインを取得し、メールアドレスの設定変更を行うこと。
選定理由	令和2年度に実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 この事業者が ICT学校教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 本件、ICT機器の設定作業は ICT学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の ICT学校教育システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所在地 東京都港区浜松町1-30-5
※ 契約年月日	令和 4年 5月 2 日
※ 契約金額	1,097,800 (税込み)
契 約 期 間	令和4年5月2日～令和4年7月31日
担 当 課	子ども部 指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区就学前プログラムの改定業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	平成25年3月に策定した子どもたちのための就学前プログラムを改定するにあたり、必要なデータの収集、課題の分析、次期プログラムの内容に対する助言、関係資料の整理や作成、その他必要な業務を行う。
選定理由	当案件について、令和4年5月17日に公募制指名競争入札を行ったが、予定価格内の応札がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることになったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社コモン計画研究所 住 所 東京都杉並区成田東5-35-15
※ 契約年月日	令和4年5月18日
※ 契約金額	4,630,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	音楽鑑賞教室実施に伴う楽団・独奏業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	オーケストラの生演奏を鑑賞することを通して、より一層音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。また、管弦楽の仕組みや音色の多彩さを味わうとともに、鑑賞マナーも身につける。 対象者 千代田区立小学校第6学年
選定理由	本事業は児童の情操教育活動の一環として当初は東京都と千代田区が共同で行い、平成16年度以降は区単独事業として引継いだ。業者選定にあたっては各小学校長等で組織する校長会で検討し、その結果、定期演奏会などを中心に小中学生への音楽鑑賞教室（約60回/年）や青少年への音楽普及プログラム等様々な活動を行っている下記業者が本業務の目的に適していると判断した。 以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：公益財団法人 東京都交響楽団 所在地：東京都台東区上野公園5番45号 東京文化会館内
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 26 日
※ 契約金額	1,609,850 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年7月7日まで
担 当 課	学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

593

件 名	関西研修旅行実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本校第5学年関西研修旅行実施に伴う生徒の引率のため、その引率教員にかかる交通機関、宿泊先、食事等の手配及び支払を行う。
選定理由	<p>今回の関西研修旅行は、第5学年生徒を対象として実施するものである。内容については、校内プロポーザル形式により業者を決定（31千中等シ発第455号、令和元年12月25日決裁）したところである。</p> <p>今回の関西研修旅行実施業務の主な内容は、教員にかかる交通機関、宿泊先の手配等、旅行全体の調整業務であり、生徒の引率から生徒と同一の交通機関、宿泊先でなければならず、他社に委託を行う場合、その条件を満たすことはできないため、校内業者選定委員会で決定した下記業者を契約の相手方に指定する。</p> <p>なお、生徒分経費は、保護者負担の積立金により支払う。</p>
契約の相手方	<p>名称：株式会社エイチ・アイ・エス 法人営業部 教育旅行事業グループ</p> <p>住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 サウスゲート新宿ビル9階</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 20 日
※ 契約金額	799,461 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年7月29日まで
担 当 課	九段中等教育学校
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ひとり親以外の低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金に係るシステム開発業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知において、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「ひとり親以外世帯給付金」という。）の給付事業が実施されることになった。</p> <p>千代田区（以下、「区」という。）においても、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に対象者への支援を行うため、ひとり親以外家世帯給付金を給付するに当たり、システム開発業務を実施する。</p>
選 定 理 由	<p>本件は、児童扶養手当の資格情報に基づくひとり親以外世帯給付金対象者の抽出（基本給付）を行うシステムを開発するものである。児童扶養手当の資格情報を管理している総合住民サービスシステムにひとり親以外世帯給付金事業に対応できるよう、システムを開発し運用保守を行うことで、事務を効率的に行う必要がある。既存の電算システムの改修であるため、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 電算</p> <p>住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 26 日
※ 契約金額	884,180 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和5年3月31日 まで
担 当 課	政策経営部 I T 推進課

特命随意契約理由書

件 名	低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金にかかるシステム開発業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>令和4年5月24日付子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知において、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）の給付事業が実施されることになった。</p> <p>千代田区（以下、「区」という。）においても、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に対象者への支援を行うため、ひとり親世帯給付金を給付するに当たり、システム開発業務を実施する。</p>
選 定 理 由	<p>本件は、児童扶養手当の資格情報に基づくひとり親世帯給付金対象者の抽出（基本給付）を行うシステムを開発するものである。児童扶養手当の資格情報を管理している総合住民サービスシステムにひとり親世帯給付金事業に対応できるように、システムを開発し運用保守を行うことで、事務を効率的に行う必要がある。既存の電算システムの改修であるため、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 電算 ✓</p> <p>住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6 ✓</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 5 月 26 日
※ 契約金額	940,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和5年3月31日 まで
担 当 課	政策経営部 IT推進課